

浦安市 住民主体による生活支援サービス（訪問型サービスB）

マニュアル

令和6年4月

浦安市

目次

| | |
|---|----|
| 1. 「住民主体による生活支援サービス（訪問型サービスB）」を創設した経緯 | |
| 1) 「総合事業」の目的 | 1 |
| 2) 総合事業の概要 | 2 |
| 3) 総合事業の構成 | 3 |
| 4) 総合事業における生活支援の基本的な考え方と浦安市の「住民主体による生活支援サービス(訪問型サービスB)」が目指すもの | 4 |
| 2. 「住民主体による生活支援サービス（訪問型サービスB）」について | |
| 1) 概要 | 5 |
| 2) 訪問型サービス種別の比較 | 6 |
| 3) サービス利用の流れ | |
| (1) 流れの概要 | 7 |
| (2) 他の介護保険サービスと併用する場合の流れ：ケアマネジメントA | 8 |
| (3) 他の介護保険サービスを利用せず、訪問型サービスBのみを利用する場合 の流れ：ケアマネジメントC | 10 |
| 4) 訪問介護相当サービス利用時の流れと異なること | 12 |
| 5) ケアマネジメント費の請求について | 13 |
| 3. 住民主体による生活支援サービス（訪問型サービスB）のサービス提供団体 (令和6年4月現在) | 14 |

1. 「住民主体による生活支援サービス（訪問型サービスB）」を創設した経緯

1) 「総合事業」の目的

単身高齢者世帯や高齢者夫婦のみ世帯等が増加し、支援を必要とする軽度な高齢者が増加する中、多様な生活支援の必要性が増加してきます。

要支援者等については、掃除や買い物などの生活行為（IADL）の一部が難しくなっていますが、排せつ、食事摂取などの身の回りの生活行為（ADL）は自立している方が多いです。このような要支援者の状態を踏まえると、支援する側とされる側という画一的な関係性ではなく、地域とのつながりを維持しながら、有する能力に応じた柔軟な支援を受けていくことで、自立意欲の向上につなげていくことが期待されます。

そのため、要支援者等の多様な生活ニーズについて、要支援者自身の能力を最大限に活かしつつ、住民等が参画するような多様なサービスを総合的に提供可能な仕組みが必要になってきます。

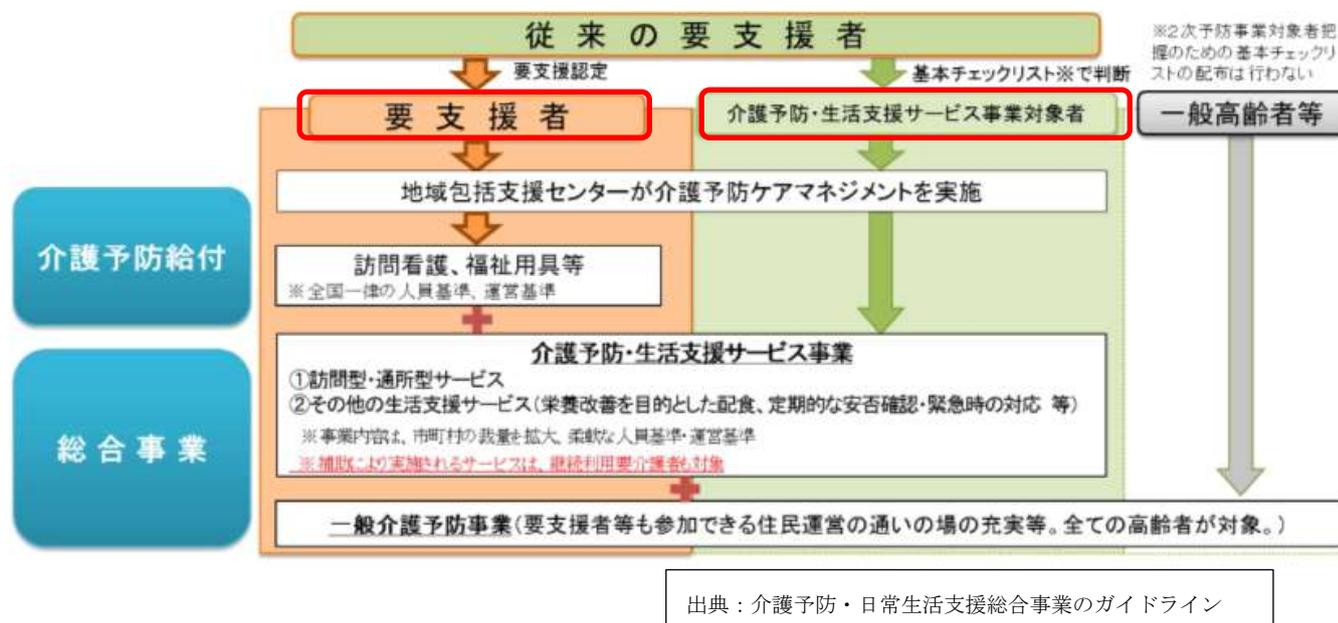
介護保険法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）は、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民などの多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを旨とするものです。

浦安市においても、後期高齢者の増加や高齢者単身世帯数及び高齢者夫婦世帯数の増加が予測され、全国より急速に進行していくと見込まれています。そのような中、すべての市民が住み慣れた地域の中で、自分らしく心豊かに暮らし続けられる地域づくりを目指し、平成29年度から総合事業を開始しました。従来、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護により提供されていた専門的なサービスに加え、住民主体の支援等の多様なサービス、一般介護予防事業の充実を図ることにより要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とし、4つの日常生活圏域ごとに身近な地域での支え合いの体制づくりを推進しています。

そこで、令和3年度に多様な生活支援・介護予防サービスであり、支え合える仕組みとして、総合事業のサービスの一つである「住民主体による生活支援サービス（訪問型サービスB）」を創設しました。

2) 総合事業の概要

総合事業は、①要支援者等に対して行う介護予防・生活支援サービス事業（主に、訪問型サービス、通所型サービス）と②全ての65歳以上の方に対して介護予防教室等を行う一般介護予防事業で構成されています。



要支援者に対してのサービスは、地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントに基づき、介護予防給付（訪問看護、福祉用具等）のサービスと、総合事業（介護予防・生活支援サービス事業及び一般介護予防事業）のサービスを組み合わせます。

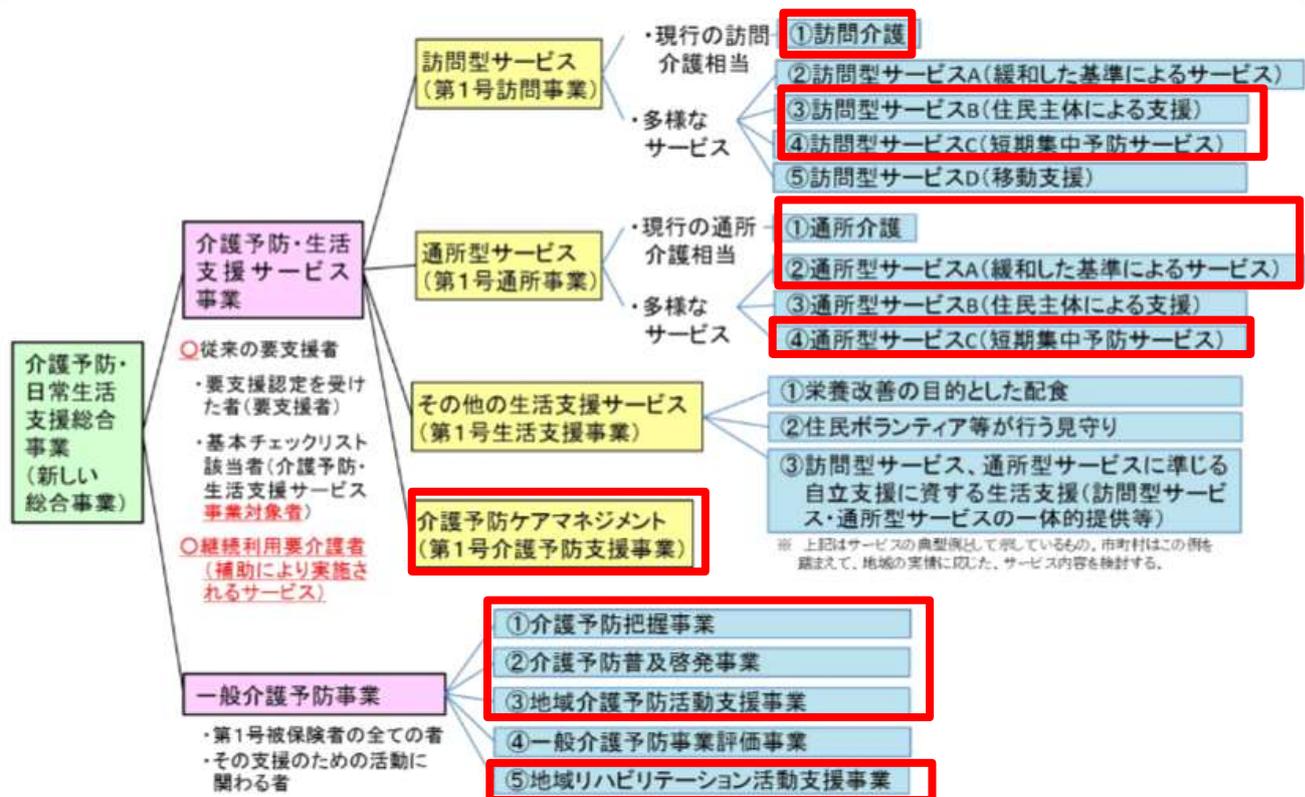
介護予防・生活支援サービス事業（訪問介護、通所介護によるサービス）のみを利用する場合は、要介護認定申請を省略して基本チェックリストで判断し、「介護予防・生活支援サービス事業対象者」とし、迅速にサービスを受けることができます。

第2号被保険者は、基本チェックリストではなく、要介護認定申請を行います。

介護予防教室等を行う一般介護予防事業は、65歳以上の方は誰でも利用できます。

3) 総合事業の構成

【参考】介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成



浦安市では国の示す構成図(上図)のうち 枠線内の事業を実施しています

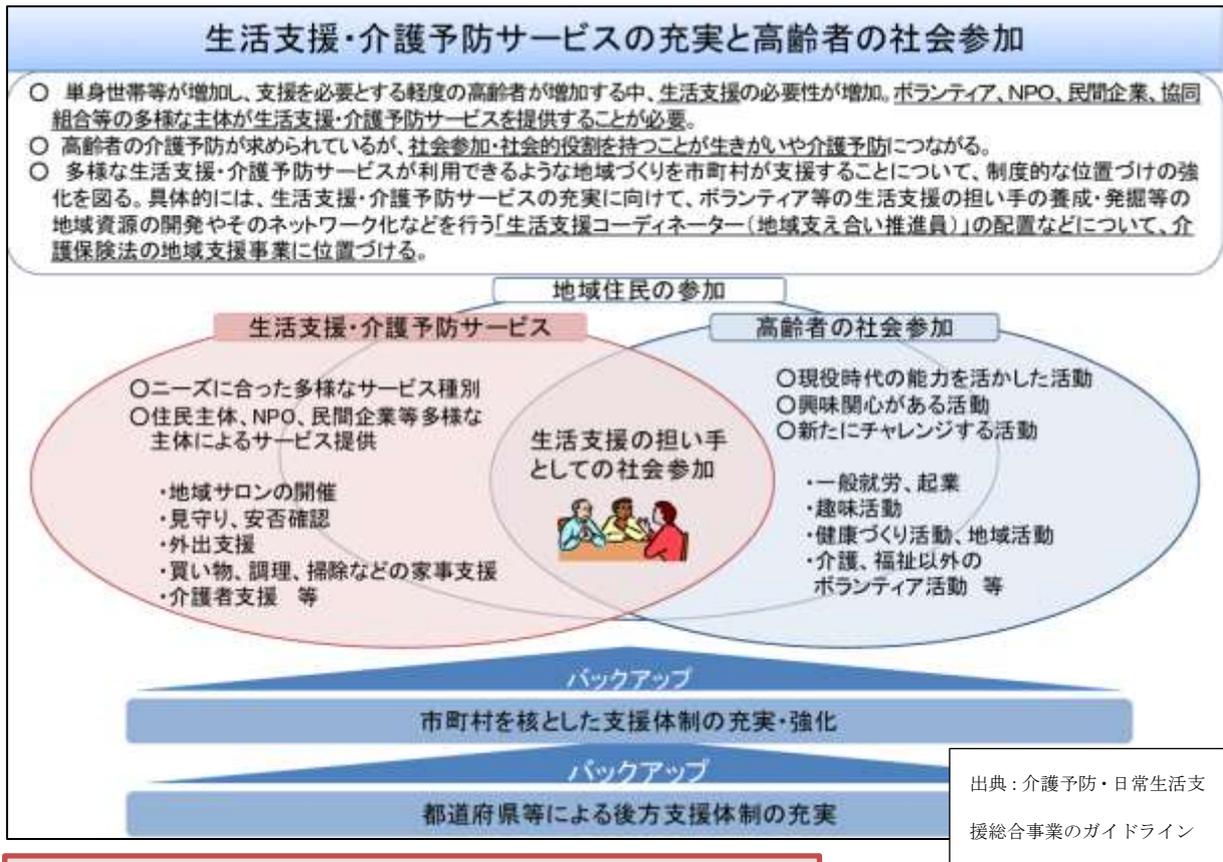
出典：介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン

(参考) 訪問型サービスの類型

- ①訪問介護相当サービス：予防給付の基準を基本とし、事業所が行うサービス
- ②訪問型サービスA：人員等を緩和した基準で事業所が行うサービス
- ③訪問型サービスB：ボランティア等により提供される、住民主体による支援
- ④訪問型サービスC：保健・医療専門職により提供される支援で、2～3か月の短期間で行われるもの
- ⑤訪問型サービスD：訪問型サービスBに準じて行う移動支援

4) 総合事業における生活支援の基本的な考え方と

浦安市の「住民主体による生活支援サービス(訪問型サービスB)」が目指すもの



浦安市の高齢者人口の推移と推計

- ①高齢者数の増加、②高齢者世帯、単身世帯の増加、③介護保険要介護認定者数の増加

浦安市が「住民主体による生活支援サービス(訪問型サービスB)」で目指すところ

1. 生活支援サービスの充実

- ①要支援者等軽度の高齢者は、日常生活上のちょっとした困りごとだけでも、生きていくための生活支援が必要
- ②多様なニーズ、ちょっとした困りごとに対するサービスの拡がりにより、在宅生活の安心確保
- ③多様なサービスがあれば心身の状況にあった生活支援の選択肢が増える(軽度者の自立支援)

2. 高齢者の社会参加促進

- ①活動的な高齢者にサービスの担い手となってもらうなど、地域社会での活躍の機会を増やすことが、長期的な介護予防につながる(住民主体の活動に対する支援)
- ②支援する側とされる側という画一的な関係性ではなく、サービスを利用しながら地域とのつながりを維持できる

2. 「住民主体による生活支援サービス（訪問型サービスB）」について

1) 概要

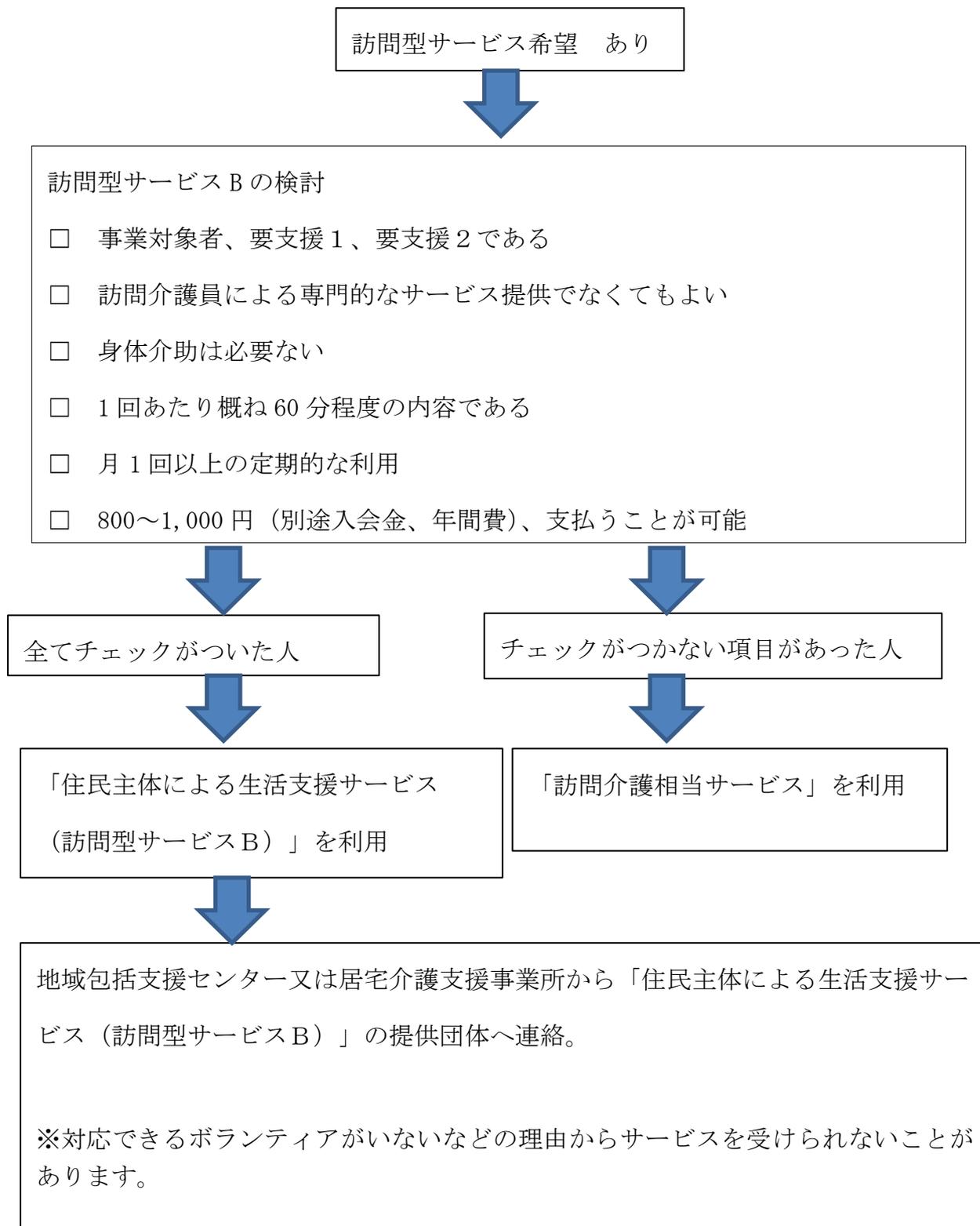
| | |
|-----------|--|
| サービス名称 | 住民主体による生活支援サービス（訪問型サービスB） |
| サービス対象者 | <p>下記①～④すべてあてまはる人</p> <ul style="list-style-type: none"> ①・事業対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・要支援者 ・「住民主体による生活支援サービス（訪問型サービスB）」を要支援の時に使っていた人が、要介護になった時点で引き続きそのサービスの利用を希望した人（対象者の弾力化） ②浦安市に住民票のある人 ③浦安市内に居住している人 ④地域包括支援センター等に相談し、ケアマネジメントの結果に本サービスが組み込まれた人 <p>※介護付き有料老人ホーム入居者は除く</p> |
| 提供するサービス | <p>ボランティアを始めとした地域住民の方々が訪問し、身体介護を伴わない生活援助を行うものであり、<u>ケアマネジメント結果に位置づけられているもの。</u>ただし、団体により行うサービスは異なる。</p> <p>例) 掃除、洗濯、調理、買い物同行・代行、本人の居室以外の掃除、代筆及び代読、傾聴</p> |
| 報酬の請求方法 | 国保連への報酬請求はないことから給付管理は必要なし（利用料は利用者がサービス提供団体へ直接支払う） |
| 利用者負担 | 実施団体が設定するため団体により料金は異なる |
| 利用回数 | 月1回以上4回以内、おおむね60分程度 |
| 限度額管理の有無 | 支給限度額管理の対象外 |
| サービス提供団体 | <p>(1) 浦安市自治会 (2) 浦安市老人クラブ (3) 特定非営利活動法人 (4) 社会福祉法人 (5) 浦安市シルバー人材センター (6) 市長が適当と認める法人又は団体</p> <p>★令和6年4月現在 (3) 特定非営利活動法人「たすけあいとはぼっぼ」、「ココCOLORねっと」の2団体</p> |
| 担い手 | 住民ボランティア |
| 他サービスとの併用 | ・訪問介護相当サービスなど他の介護保険サービス、団体独自のサービスとの併用可能 |
| ケアマネジメント | 訪問型サービスBのみを利用する場合は、ケアマネジメントC 他のサービスと併用する場合は、ケアマネジメントA |

2) 訪問型サービス種別の比較（令和6年4月現在）

| | | | |
|----------|--|---|---|
| サービス種別 | 訪問介護相当サービス | 「住民主体による生活支援サービス（訪問型サービスB）」 | 団体独自サービス (たすけあいほとぼっぼ) (ココCOLORねっと) |
| 目的・内容 | 要支援者等の居宅において、介護予防を目的として、訪問介護員等により行われる入浴、排せつ、食事等の身体介護や生活援助を行うもの。また、短時間の身体介護といったサービス内容も含まれる。 | 介護予防を目的として、主に住民ボランティア等、住民主体の自主活動として行う生活援助等の多様な支援。 | 団体による |
| 特徴 | 支給限度額管理対象 時間の制限 内容の制限 | <ul style="list-style-type: none"> 多様な高齢者の生活上の困りごとへの支援を柔軟に行う。 ケアマネジメントにより、<u>利用者の自立支援に資する支援</u>を提供できる。 サービスを利用しながら地域とのつながりを維持できる。 | <ul style="list-style-type: none"> 家族を含めた家事支援を含め内容も柔軟に対応、時間や回数制限がなく、介護保険で対応できないことも対応。 |
| 利用者負担額 | 1か月あたりの自己負担額(1割)の目安 週1回1,176円 週2回2,349円 | <ul style="list-style-type: none"> ●たすけあいほとぼっぼ ・最初の1時間まで800円。 買い物同行等で1時間を超えた場合15分ごとに300円 ・男性独居宅へは女性2人で対応するため利用料800円+1200円=2,000円 ・入会金1,000円 ・年会費2,400円(10~3月入会の方は1,200円) ●ココCOLORねっと 1回1,000円(60分程度) 入会金2,000円、年会費1,000円 | <ul style="list-style-type: none"> ●たすけあいほとぼっぼ 1,200円/時 ・入会金1,000円 ・年間費2,400円 (10~3月入会の方は1,200円) ●ココCOLORねっと 1,200円/時+200円(交通費) ・入会金2,000円 ・年会費1,000円 |
| 利用回数 | 週1回か週2回程度 | 上限：月4回以内(市補助金上限) 下限：月1回以上 | 制限なし 週1回が多い |
| 1回当たりの時間 | 45分 | おおむね60分程度 | 掃除など：60分前後 受診病院同行：1.5~3時間 |

3) サービス利用の流れ

(1) 流れの概要



(2) 他の介護保険サービスと併用する場合の流れ：ケアマネジメントA

ケアマネジメントA

アセスメント

- ケアプラン原案作成
- サービス担当者会議
- 利用者への説明・同意、
ケアプランの確定・交付
【利用者・サービス提供者へ】
- サービス利用開始
- モニタリング【給付管理】

プランへの位置づけ方（例：買い物代行の場合）

<浦安市独自様式>

※地域包支援センターのみが使用する様式です

| 介護予防ケアマネジメント・介護予防サービス計画 | | 担当 | 担当者 | 氏名 | 計画作成(変更)日 | |
|---|------------|---|--|-------------------|-----------------------------|-----|
| 日常生活の状況 <small>(日常生活の状況、地域交流、対人関係、趣味嗜好、本人のできること、健康管理、家族支援など)</small> | | | 週間スケジュール | 曜日 | 午前 | 午後 |
| | | | | 月 | | |
| | | | | 火 | | |
| | | | | 水 | | |
| | | | | 木 | | |
| | | | | 金 | | |
| | | | | 土 | | |
| | | | | 日 | | |
| 総合的課題 | 本人家族の意欲・希望 | 目標とする生活 | 支援内容・計画 | | | |
| | | | 本人のセルフケア、できそうなこと | 家族の支援、インフォーマルサービス | 介護保険サービスまたは地域支援事業、フォーマルサービス | 事業所 |
| | | | | | | |
| <p>【介護保険サービスまたは地域支援事業、フォーマルサービス】 訪問型サービスB、買い物代行</p> | | | | | | |
| <p>【事業所】 サービス提供団体名</p> | | | | | | |
| 評価 | | | 特記事項 | | | |
| 目標の達成状況 | | <input type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> プラン継続 <input type="checkbox"/> プラン変更 <input type="checkbox"/> 終了 | | | | |
| 今後の方針 | | | この計画について説明を受け、サービスを利用する先と情報を共有することに同意し、交付を受けました。 平成 年 月 日 氏名 印 | | | |

(3) 他の介護保険サービスを利用せず、訪問型サービス B のみを利用する場合
の流れ：ケアマネジメント C

※ケアマネジメント C は地域包括支援センターのみ利用

ケアマネジメント C

アセスメント

→ケアマネジメント結果案作成

→利用者への説明・同意

利用するサービス提供者への説明・ケアマネジメント結果案送付

→サービス利用開始

4) 訪問介護相当サービス利用時の流れと異なること

①サービスの支給限度額に含まれません

「住民主体による生活支援サービス（訪問型サービスB）」の利用料は利用者からサービス提供団体へ直接支払うためサービスの給付管理はありません。

②サービス提供団体からの報告（モニタリングについて）

- ・サービス提供団体からケアマネジャーに毎月の報告はありません。

利用者の状況に変化があった時のみ連絡が入ります。

- ・ケアプランの評価月は、サービス提供団体に直接連絡をして状況を把握し、ケアプランの評価の参考にしてください。

5) ケアマネジメント費の請求について

※ケアマネジメントCは地域包括支援センターのみ

| | | | |
|---------------|---------|-------------------------------------|--|
| | | ケアマネジメントA (原則的な 介護予防ケアマネジメント) | ケアマネジメントC (初回のみ 介護予防ケアマネジメント) |
| 費用 | | 指定介護予防支援と同額 | ケアマネジメントAと同額 |
| ケアマネジメント費の考え方 | サービス提供月 | 基本報酬+初回加算 | 基本報酬+初回加算 ※2か月目以降は、ケアマネジメント費の支払いが発生しないことを考えて、原則的なケアマネジメントの報酬単価を踏まえた単価 |
| | 2か月目以降 | 基本報酬 | |

・ケアマネジメントCにおいて、サービスにつながらなかった場合のケアマネジメント費の請求について

「わたしのプラン(利用申込書)」を作成し、本人にセルフマネジメントの方法の助言を行い、訪問型サービスBにつないだが、最終的に訪問型サービスBに結びつかなかった場合においても、ケアマネジメント費の請求を行う。

<初回加算適用条件>

要支援者あるいは事業対象者に対し新規に介護予防ケアマネジメントを実施する場合に算定可能。

なお、利用サービスの変更により、介護予防支援、ケアマネジメントA、ケアマネジメントCのタイプが単に変わる場合は原則として算定できない。ただし、次の場合は算定可能。

- ・ケアマネジメントA
→過去2か月以上、介護予防支援、ケアマネジメントA、Cの実施がない。
- ・ケアマネジメントC
→過去6か月以上、介護予防支援、ケアマネジメントA、Cの実施がない。

住民主体による生活支援サービス（訪問型サービスB）の
サービス提供団体
(令和6年4月現在)

住民主体による生活支援サービス（訪問支援）

令和6年4月現在

| | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|------|------------|--|--|---|------------------------------------|----------------------------------|---|---|--|---|--|
| 団体名称 | NPO法人 たすけあい はとぼっぽ | | | | | | | | | | | | |
| 事務所の所在地 | 〒279-0012 浦安市入船5-45-1 浦安市まちづくり活動プラザ210 | | | | | | | | | | | | |
| サービスの受付窓口 | 電話：047-352-2058 担当者：内田香 | | | | | | | | | | | | |
| 提供地域 | 浦安市内全域 | | | | | | | | | | | | |
| 活動目的 | 家事や買い物同行等の生活支援を住民同士のささえあいによる有償ボランティアで行う。単なる家事労働の提供ではなく、支援する人も利用する人も平等な関係のなかで、あたたかく安心感のある地域を作っていくことを目的とする。支援を行う人にとっても、生きがいと仲間づくりの場となることを目指している。 | | | | | | | | | | | | |
| 提供するサービスの内容 | <table border="0"> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 掃除</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 洗濯及び洗濯物の整理</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 寝具の整理</td> <td><input type="checkbox"/> 衣類の整理及び補修</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 調理及び配下膳</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 買い物代行</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 買い物同行</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 薬の受け取り</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 代筆・代読</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 傾聴</td> </tr> </table> <p>その他詳細は、個別のコーディネートによって決定するが、大きく以下の原則がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・掃除は日常的な範囲内 ・健康同居人がいる場合は、原則として同居人の個室、及び水回りの掃除はしない。 ・男性独居（ケア一時間に独り）の場合、女性2名で入る（利用料800円＋1,200円＝2,000円）。 ・当日の急なキャンセルはキャンセル料が発生する場合がある。 | | | <input checked="" type="checkbox"/> 掃除 | <input checked="" type="checkbox"/> 洗濯及び洗濯物の整理 | <input checked="" type="checkbox"/> 寝具の整理 | <input type="checkbox"/> 衣類の整理及び補修 | <input type="checkbox"/> 調理及び配下膳 | <input checked="" type="checkbox"/> 買い物代行 | <input checked="" type="checkbox"/> 買い物同行 | <input checked="" type="checkbox"/> 薬の受け取り | <input checked="" type="checkbox"/> 代筆・代読 | <input checked="" type="checkbox"/> 傾聴 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 掃除 | <input checked="" type="checkbox"/> 洗濯及び洗濯物の整理 | | | | | | | | | | | | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 寝具の整理 | <input type="checkbox"/> 衣類の整理及び補修 | | | | | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 調理及び配下膳 | <input checked="" type="checkbox"/> 買い物代行 | | | | | | | | | | | | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 買い物同行 | <input checked="" type="checkbox"/> 薬の受け取り | | | | | | | | | | | | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 代筆・代読 | <input checked="" type="checkbox"/> 傾聴 | | | | | | | | | | | | |
| 提供曜日 | 月～土（祝日除く） 夏休み（8/10～16）、年末年始 （12/29～1/4）を除く。 | 提供時間 | 9：00～17：00 | | | | | | | | | | |
| 利用者負担額 | 1時間まで800円。買い物同行等で1時間を超えた場合15分ごとに300円加算 | | | | | | | | | | | | |
| その他 （利用する場合の手続きなど） | <p>当会のコーディネートを受ける。会の理念、仕組み、ケア一内容を理解の上、入会金、年会費、所定の書類を提出して会員となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入会金 1,000円 ・年会費 2,400円（10～3月入会の方は1,200円） | | | | | | | | | | | | |

住民主体による生活支援サービス（訪問支援）

令和6年4月現在

| | | | |
|-----------------------|--|------|------------|
| 団体名称 | NPO法人 ココCOLORねっと | | |
| 事務所の所在地 | 〒272-0138 市川市南行徳 1-22-3 芦田ビル 202 | | |
| サービスの受付窓口 | 電話：080-4901-9312 担当者：小田桐美弥子 | | |
| 提供地域 | 浦安市内全域 | | |
| 活動目的 | 利用者の方の心身の状態、生活環境に合った生活支援をし、介護予防、自立支援を図る。合わせて、生活支援サービスの担い手を浦安市民から募り、元気なシニアの働き場、役立ちの場をつくる。 | | |
| 提供するサービスの内容 | <input checked="" type="checkbox"/> 掃除 <input checked="" type="checkbox"/> 洗濯及び洗濯物の整理 <input checked="" type="checkbox"/> 寝具の整理 <input checked="" type="checkbox"/> 衣類の整理及び補修 <input checked="" type="checkbox"/> 調理及び配下膳 <input checked="" type="checkbox"/> 買い物代行 <input checked="" type="checkbox"/> 買い物同行 <input checked="" type="checkbox"/> 薬の受け取り <input checked="" type="checkbox"/> 代筆・代読 <input checked="" type="checkbox"/> 傾聴 | | |
| 提供曜日 | 月～金（土日祝応相談） | 提供時間 | 9：00～17：00 |
| 利用者負担額 | 1,000円/回 | | |
| その他 （利用する場合の手続きなど） | 当会のコーディネータが訪問し、利用に関して説明して契約する。 ・入会金 2,000 円 ・年会費 1,000 円 | | |